

楊杏庭の「歴史週期法則論」

鹿島 徹

戦前の台湾に生まれ戦後の日本で客死した楊杏庭（一九〇九―八七）という、いまでは忘れられた思想家がいる。一九六一年に主著『歴史週期法則論』（弘文堂）が日本語で出版されているが、それもまた論じられることがないまま今日にいたっている。忘却の淵に沈むかに見える思想家のこの著作を取り上げ、その歴史理論に光を当て検討する試みを行ってみたいと思う。⁽¹⁾

いま台湾中央研究院において二〇一九年まで三年間の予定で、「日治臺灣哲學與實存運動（日本統治下の台湾哲学と実存運動）」と題する研究プロジェクトが進められている。「實存運動（Existential Movement）」とは、大日本帝国による植民地化という状況において台湾の知識人がみずからの存在を賭けて同化に抵抗していった動きを意味しており、楊杏庭の一九三〇年代にまでさかのぼる思想もまた、この動きに連なるものと評価することができるとも思えない。そうした思想的位置づけについては、しかし今後の研究に俟つこととし、ここでは「哲学的歴史理論の構築」というわたしの問題関

心にもとづいて、その書の読解と評価を試みたい。

はじめにひとこと言えば、『歴史週期法則論』の著者が「實存運動」の他の思想家のようにどこまで「歐美哲學（欧米哲学）」によって「武装」していると見えるのか、そもそもこの著作が「哲学書」と言えるのかどうかについては疑問の余地がある。著者自身がその「自序」で「歴史学の立場」で書かれたとしているのである（序自序⁽³⁾）。とはいえ戦前期日本の大学で「哲学」を学んだ人物ならでは、実証史学の枠組みを大きく超えた「歴史理論」の著作でこれがあることはたしかだろう。⁽⁴⁾以下そのようなものとしてこの書物を取り上げ、哲学的歴史理論の観点からの読解を進めることにしよう。

まず楊杏庭の経歴と『歴史週期法則論』成立の経緯に触れ（一）、『歴史週期法則』とかが呼ぶものの基本枠組みを略述する（二）、次いで、その根本にあるいささか問題含みの諸前提を指摘したうえで（三）、そこから現在なお学びうるものがあるかどうかを考えることにしたい（四）。

一 楊杏庭の生涯と『歴史週期法則論』の成立・出版

独自の歴史理論の構築をライフワークとした思想家にふさわしく、楊杏庭は生涯を歴史の激動に大きく左右された人物であった。その履歴については本人が書き遺しているものも含めていくつかの資料があり、それらには相矛盾する記述も見られるが、本稿執筆中の本年（二〇一八年）五月一日に、中国語版「ウィキペディア（維基百科）」に「楊杏庭」という項目が立項されるにいたった。そこで経歴の細部や他の著作・論文のタイトルについてはその記述に委ね、以下簡略にかれの生涯の各時期を概観してゆこう。

まず戦前・戦中の経歴を見ると、一九〇九年、現在の台中市清水区に生まれ、台中師範学校卒業ののち公学校に勤務するかたわら、一九三二年には高等学校教員検定に合格している。次いで一九三五年には東京文理科大学の哲学科に入学して三九年に卒業。⁶⁾ その翌年の一九四〇年、三十一歳の年に中国大陸に渡って、汪兆名を首班とする南京政府の成立とともにその教育部の委員となり、国立中央大学、さらには浙江大学で教鞭を執ったとされている。

つづいて日本の敗戦から再来日までの動静に目を移すなら、一九四六年に南京教育局督学に就任し、翌年には内政部委員として「二・二八事件」直後の台湾を視察し、報告書をまとめるなどしたという。その後一九四九年に中華民国政府の移転と時を同じくして

台湾に移住し、臺灣銀行特約研究員などを務めたのち、一九五〇年から五三年にかけてアメリカ合衆国への公費留学を三度にわたり試みたが、これは果たされなかった。本人はそれを蒋介石政権の妨害によるものとしているが（p.「自序」二二）、その点はいまは措いて、転じて留学先をふたたび日本に求めたかれは一九五三年に東京にわたり、翌年東京文理科大学の研究科（大学院）に入学する。このたびは哲学ではなく中国哲学・中国史学を専攻し、指導教員は『史記』の日本語全訳で知られる小竹文夫であった。

この再来日直後のことだが、楊杏庭は当時すでに日本にわたっていた廖文毅の知遇を得て「臺灣民主獨立黨」の秘密党員になり、一九五五年に成立した「臺灣臨時議會」の中央委員兼宣伝部長を務めたとされている。資料には見えないが、おそらく翌五六年成立の「臺灣共和國臨時政府」にもなんらかのしかたでかかわったことだろう。⁷⁾

ところが五十二歳の年にあたる一九六一年、この「臺灣民主獨立黨」を離れて『歴史週期法則論』を出版し、在籍する東京文理科大学において前年に論文審査を申請していた博士学位の取得を目指す。単純化して言うなら、現実政治からアカデミックなキャリアの追求に転じたことになる。だが新旧の学制の切り替えにもなう規則上の理由によって、学位審査が無効であるとの通知を受けることとなり、かれの志は成就するにいたらなかった。

その後の人生については、死後出版された自伝『受難者』を執筆・完成させるかたわら、一九七〇年に「楊逸舟」という筆名で『太平

『洋戦争前夜』と『台湾と蒋介石』を、一九七九年・八三年に『蒋介石評伝』上下二巻を出版するなどしたのち、最後は一九八七年に東京都内の病院において七十七歳で逝去したといわれる。

次いで楊杏庭の名著『歴史週期法則論』の成立について、かれ自身が語るところを簡単に紹介したい（以下「目序」一―二参照）。

この著作で提唱される「歴史週期」なるものをかれがはじめて（その表現によれば）「発見」したのは、最初に東京文理科大学で学んでいた一九三七年、日中戦争勃発を機にしてのことであった。その機縁となったのは、当時の大日本帝国軍部が示した中国への侵攻・征服についての見通しへの疑問であったが、この点については第四節で立ち戻ることにした。

その「発見」をなした楊杏庭は、下って南京滞在中の一九四五年から四七年までに、中国語で千五百枚に及ぶ『歴史週期法則論』の原稿を書き上げたという。しかしその原稿は当時のインフレと政治情勢のため出版にはいたらなかった。一九四九年に台湾に戻ってからも、その内容が国民党政府批判を暗黙のうちも含んでいたためなのか、刊行されることがなかった。米国にわたって英訳しようと企てたが、それは実現にいたらなかった。そこで東京文理科大学にふたたび籍を置いて、中国語原稿を「五分の一」に縮めた日本語ヴァージョンにして、一九六一年に刊行に漕ぎつけたという。そのさいにはたんに全体を縮めただけでなく新しく書き加えもしたこと

は、著作中に一九五〇年代の情勢について頻繁に言及していることから明らかである。

なおある資料によると、先立つ一九五三年にすでに日本語訳に着手し、翌五四年に「自費出版」したとのことだが⁽⁸⁾、その自費出版の存在をわたしは確認していない。現在手に入るのは「一九六一年三月十日初版発行」と奥付にある弘文堂出版のものである。ただし管見に入ったかぎりでは、これには付録として袋入りの「図表」二葉が付いているものと付いていないものがあるようだ。その「図表」は遅れて六月に印刷され、あとから付されたためと思われる⁽⁹⁾。本文に「図表」への言及が随所に見られるので、楊杏庭としては本文と図表とを一体にしてひとつの著作と考えていたことだろう⁽¹⁰⁾。

二 「歴史週期法則論」の概要

以上を踏まえて『歴史週期法則論』の内容を概観してゆこう。

ただし五〇〇頁におよぶこの著作は、「緒論」と「本論」とに分かれており、うち「緒論」が全体の四分の一ほどからなり、「本論」に四分の三以上が当てられている。この「本論」は中国史に焦点を絞り、古代から現代にまでいたる中国社会の「週期法則現象」を各段階にわたり詳しく叙述する内容となっている。

そこでここでは必要なかぎりで「本論」の叙述を参照しつつも、「緒論」に読解の的を絞りたい。この「緒論」は「歴史週期法則の

基本原理」との副題が与えられており、楊杏庭自身「同時に結論を兼ねている」(「自序」四)と位置づけている。歴史週期法則論の基本主張と理論枠組みとを、そこに読み取ることができるのである。

(1) 反比例週期法則

「歴史週期法則」とは独特の用語である(英語表記では“the law of historical cycles”となる)⁽¹¹⁾。理論内容としても楊杏庭独自のものであるだろう。それは第一に「反比例週期法則」、第二に「平行法則」と呼ばれるものからなる。このふたつは並立するのではない。第一の「反比例週期法則」に支配された時代が続いたあと、それと時間的にある程度重なるしかたで第二の「平行法則」に従う時代がやってくる。要するに本質的に異なった時代社会をそれぞれ支配する、ふたつの異なった法則でそれらはあることになる。

そこで第一の「反比例週期法則」(the law of the inverse proportionate cycle)から見てゆこう。この法則を理解するには、その表現に込められている(「週期性」と「反比例関係」というふたつの側面から接近してゆく必要がある)。

a. 週期性⁽¹²⁾

この法則は「週期的循環の治乱の法則」(35)である。すなわち統治権力によって社会が治められ、平和状態がある程度続いたとしても「一定期間を経過すれば必ず内乱や革命が勃発」する。しかしそののちにふたたび「割合に長い間の平和が恢復される」(ital.)。

歴史を貫くこのような興亡治乱の「循環的運行」(36)、それを法則化したとされるのがこの第一の法則である。

その「循環的運行」の「週期」を、本書は大中小の三つのレベルに区分している。

まず「小週期」とはそれぞれ百年ほど続くもので、その末期には内乱が発生する。次いでこの小週期は約百年ごとのサイクルで継起して、「草創期(形成期)」から「拓展期」、そして「崩潰期」を画することになる。かくして都合約三百年でひとつの「中週期」の循環が完了する(41-53)。もとより例外はあるにしても、だいたい(のとこ)ひとつの王朝ないし政権の持続は、この「中週期」の真ん中にあたる百五十年ごろを境に「興隆期」と「衰亡期」とに分けることができ、最終的には三百年ごろに衰弱して滅亡することになるとされる(41-38)。

この中週期をうちに含む七、八百年ほどの大きな単位が「大週期」と呼ばれるものを形成する。これは今日「文明」という言葉でわたしたちが理解しているものと見なして大過ないようだ⁽¹³⁾。すなわち本書の例示で言えば、西洋においては「第一大週期」がエジプト文明・メソポタミア文明、「第二大週期」がギリシア文明、「第三大週期」がローマの文化的繁栄、「第四大週期」がスペインとフランスのラテン文化形象、「第五大週期」がゲルマンとイギリスの文化形象、そして最後に「第六大週期」がロシアやスカンジナビア半島となる(41-80H)。これにたいして中国五千年の歴史はといえは、これまた七、

八百年を週期とする「六大週期」を描いて「盛衰と治乱」を繰り返してきたとされている (p.116)。それを詳述するのが本書「本論」の内容となっている。

b. 反比例関係

続いて「反比例週期法則」の「反比例」という言葉で本書が表現しようとしている事柄に目を向けると、これは右の歴史の「中週期」の内実と密接に関連していることがわかる。すなわち、王朝・政権の週期的な興亡に見られる「一貫した共通の原因」(65)を明らかにするものと位置づけられている。

具体的には、まず歴史週期法則の基本概念を「武力」「道德」「制度」「文化」「経済」「人口」の六つとする。

その最初の三つ、すなわち「武力」「道德」「制度」が「権力主体」の基本条件になる (p.60)。この「権力主体」は、右に見たように三つの小週期の循環を経て死滅し、他の権力主体に取って代わるという。これら三つの基本条件のうち「道德」は「武力」を裏づけるもの、「制度」は「武力」と「道德」が確立されてのち法令を施行するものとされている (p.68)。そのためいまは「武力」のみを取り上げると、それは当初の九年から三〜四十年が「群雄割拠」の時期、続く七〜八十年が「太平」の期間、二百年目ごろには衰弱して内乱鎮圧の困難な時期を迎え、三百年目には新興の軍勢力の前に「潰散」するという (p.43)。中週期内部における「武力」のこの週期的な起伏は、「道德」と「制度」にもだいたい当てはまるとされ

ている (p.46ff)。

さてこの権力主体の興亡の過程とまさに「反比例」的に、残りの三つ、つまり「文化」「経済」「人口」は、不断に歴史的發展を遂げるのだという。

そのうち「文化」にだけ絞って見ると、各中週期の当初には「武力」が高揚して戦乱が続くために「文化」は低落する。だがその末期には「文化」が栄えて「文弱」に流れ、そのために剛毅の精神が蝕まれて「武力」が弱体化する。この「文化」自体も各中週期において一定の段階を歩むものであって、それぞれ百年ごとに「蓓蕾期」「開花期」「結実期」とひとまず名づけることができる。(この命名が以下にも問題にする本書の有機体論的思考にもとづいたものであることに注意しよう。) 江戸期に例をとれば、第一に「元禄文化」、第二に「文化文政時代」、そして第三に渡辺崋山・滝沢馬琴らの活躍した幕末期が、それぞれこれらに当たるといえる (p.50ff)。

このような「武力」「道德」「制度」からなる「政治」と、「文化」「経済」「人口」との相互関係を本書は立ち入って説明しているが (p.68)、その詳細はここでは省略したい。以上要するに「文化」の發展、さらにはそれとおおむね同一の径路をたどる「経済」および「人口」の發展は、「武力」を基軸にする「権力主体」の興隆と滅亡にたいし「反比例」の関係にある。それら文化・経済・人口の動向は「権力主体」の滅亡・断絶を惹起する要因にはかならないが、同時にそうした「権力主体」の循環的死滅を生き延びて連続的に膨

張を続ける。歴史はこの意味で「非連続の連続」をなすと見られることになる (cf. 15, 70)。

以上のように見るかぎりでは、一般に「文明史観」と総称される立場との類似性は明らかである。本書「緒論」第十章においても、司馬遷、ポリュビオス、ヴェイコ、ダニレフスキー、シュペングレー、トインビーの「週期的思想」に關説して、自説と共通する諸点を指摘している。ただしトインビーの『歴史の研究』について、「政治史のみに偏重し」と指摘し、歴史週期法則論は文化・人口・経済が政治史と反比例週期を描くとする点でこれと「基本的に相違している」と述べているところが注目される (cf. 12)。じっさい本書「本論」において中国五千年の歴史を詳述するにあたり、各時代の政治史 (政治週期現象) と同等の頁数を費やして文化・経済・人口史 (逆比例週期現象) について概説している。「反比例関係」の観点に立つことによって、政治と文化・経済・人口を区別しつつ重層的に叙述することが可能になっているといえよう。

(2) 平行法則

次に、以上の「反比例週期法則」と並ぶ第二の「平行法則」(the law of parallelism) に目を向けよう。

これについてはしかし、第一の法則ほど多くは語られていない。第一の法則に従う治乱興亡の時代とは異なる状態、すなわち特定の王朝や政権の勃興・支配・衰退が生じない状態を貫くものと考えら

れており、しかもこれは比較的最近の現象であるという。

比較的最近の現象というのも、そのような治乱興亡なき状態を本書は、英国においてクロムウエルの革命によりその後三百年にわたって内乱が途絶えているという事態に見てとる。こうした「人類歴史始まって以来の、ただ一つの例外現象」(10) が可能になった。そこにおいては、王権から民権への移行が生じ、それゆえに相対立する党派が武力によってではなく議會での討論を行って政策を決定するようになった。つまりはこの議會での討論をもって従来の内乱に取って代えるにいたったのだという (ibid.)。この歴史上唯一の例外を手がかりにして「平行法則」なるものは立てられているのである。

ここで「平行」という言葉が用いられる理由については、本書には説明が見られない。それまでの一元的な武力的専制支配ではなく〈平和裡に討論を行う対立党派が併存しながら社会が進展する〉という事態を表現しようとしたことかもしれない。ただ、本書刊行に先立って一九五六年に楊杏庭が発表した論文「歴史週期法則成立可能の試論」を見ると「革命や内乱がないからして、文化・人口・経済等の平和組織は一切破壊されず、故に反比例週期の法則に対して、わたしは平行法則と名づけた⁽¹⁴⁾とされている。すると、政治権力が文化・人口・経済を一時的に停滞させることなく、また文化が政治を衰弱させることもなく、ともに発展を遂げていくことを意味すると理解するのが適当だろう。

以上のように歴史上「ただ一つの例外現象」⁽¹⁵⁾と見なすものをもって「法則」、すなわち普遍的理法というべきものを定立するというこの手続きは、いかにも奇妙に見える。しかしながら、これはわたしの推測になるが、この「平行法則」が「反比例週期法則」に取って代わってこれからの人類史を貫くところの「法則」になる」との著者の予見がここに働いているのではないだろうか。その「法則」にもとづくこれからの歴史過程は、一言でいえば「週期性を含まない、相対主義」による相互限定の平和的發展」(15)だということになるのである。

この「平行法則」なるものを定式化しているということ、それは本書がトインビーらの文明史観が語りだす〈歴史循環論〉にはとどまらないことを意味している。「自序」の言葉を用いれば、本書が提示しようとしているのは「平和理論」(自序二)としての意義をもつもの、治乱興亡がもはや生じない、その意味で歴史が振り出しに戻らない状態を指向するものだということになる。そうした理論を「多くの史実に基づいて必然的に導きだ」(15)したというところに、著者・楊杏庭の自負があるように思われる。

三 本書の理論的根本前提

以上「歴史週期法則」と呼ばれるものの内実をなすふたつの「法則」について、その基本となるポイントを見てきた。このユニーク

な理論を評価するにあたっては、それが史実を説明するのに十分であるのが問題となろうが、しかし本稿では視野を限定して、それが立脚する根本前提に現代的視点から批評の目を向けることにしたい。

(1) 「歴史法則」

最初に問題とすべき根本前提は、そもそも歴史には「法則」が支配しているという仮定である。

歴史の発展には「法則」があり、それを客観的真理として把握することが可能であるという主張は、周知のように十八世紀後半の西欧に起源をもつ思想であった。なかでもヘーゲルが「世界史の哲学」において定式化し、さらにスターリンがマルクスとレーニンの権威のもと「史的唯物論」としてドグマ化し、二十世紀の思想と政治に大きな影響力を發揮していった。本書はこのヘーゲルおよびマルクスにたいしきわめて批判的な論評を随所で行っているが、これは逆に言えば、かれらの歴史理論に取って代わる歴史法則を定式化しようとの野望を示していることができる(自序三)。

ひるがえって二十世紀後半以降、現在にいたるまでの歴史理論の「歴史法則」にたいする態度はと言えば、個々の歴史事象の説明にさいして「法則」的知識が有効であるかどうかという議論であれば、カール・G・ヘンペル以来それなりに活発になされてきた。しかし、数千年にわたる歴史を統一的に支配する「法則」の存在を認めるこ

とは、たとえば分析的歴史哲学の代表者のひとりであるアーサー・C・ダンターによって、歴史言明の論理構造に背馳する「実体的歴史哲学」として退けられている。⁽¹⁶⁾ ジャン＝フランソワ・リオタールにならってこうした趨勢を「大きな物語の終焉」と呼ぶこともできよう。

本書がヘーゲルやマルクスを批判しつつなお「歴史法則」の存在を仮定する論拠は、社会学や経済学においてタルドの「模倣的法則」やマルサスの「人口法則」などが認められているという、当時の理論状況にある。すなわちこれら社会学・経済学が「人間生活の集団的形態を研究する科学」であるのなら、歴史学が扱う現象にも「本質的な法則」が支配しているにちがいない。そのようなアナロジが論拠になっている (cf. 1)。

もちろんこのアナロジゆえに本書は、「歴史法則」とは社会学などの法則と同じく「蓋然的なもの」にとどまると認めることになる。するとその帰結として、過去の「例外現象」をどのように「基本法則」から「解釈しまたは論証するか」という難問に逢着せざるをえない。たとえば王莽が皇帝権を十五年にわたり篡奪したことは「新王朝の週期革命」と見なすべきか、それとも直前の週期の掉尾をなすものと捉えるかといった問題がそれである (cf. 7)。さらにはこれまでの中国史全体の十五次にわたる中週期のうち、じつに四週期 (春秋・戦国・南北朝・元) を「例外」とみなす結果にもなっているのである。⁽¹⁷⁾

(2) 「歴史の全体生命」

本書の第二の仮定は、きわめて形而上学的な性格を帯びている。「歴史の全体生命」と称されるものの想定がそれである。

「歴史の全体生命」とは本書によれば、一方ではそれを「推動させる原動力」である「統治権力」、他方ではその権力の「客体」である「人民」ないし「国民」とからなる (p. 4)。この両者が「制度」を通じて互いに連関しながら「一つの歴史の全体生命として運行」⁽⁸⁾ する。もとより「統治権力」は先に見たようにおおよそ三百年の週期で滅亡にいたるが、「人民」はそれを超えて存続し、「新生命を得てつぎの発展的活動を展開する」⁽⁹⁾。それゆえ「歴史生命の全体」は、統治権力の興亡をうちに含みつつも、それ自体としては「死滅することはあり得ない」^(8b)。「民族の全体生命は、不断に伸展膨脹する」^(4c) のだという。

政治・文化・経済の一切をうちに含んで持続するような歴史の基礎単位の想定は、ヘーゲルの「世界史の哲学」における「民族精神」を想起させよう。しかしヘーゲルとは明確な相違がある。「民族精神」の上位に「世界精神」を想定するヘーゲルにたいし、本書はこの世界精神なるものは「形而上学的な仮定」であるとして退ける (p. 4)。ヘーゲルであれば、それぞれの「民族精神」はこの「世界精神」の一段階をなすものとして、次の「民族精神」に取って代わられることになるが、本書では、この「民族精神」の対応物というべき「民族の全体生命」が「永遠」に「連続的發展」⁽¹⁰⁾ を遂

げるとされているのである。

このように本書は歴史の基礎単位を、永続的な「民族の全体生命の総合的活動」(36)とする。すると「ここ」でただちに浮上するのは、永遠に発展する「民族」という単位の想定は歴史的に成立したものでないかとの疑問であろう。この点についてはじつは本書自体が次のように述べている。「全体生命は、家族・氏族・部族などへと膨脹的發展をとげて民族生命にまで拡大されたのは、十七・八世紀の近代国家主義のつい最近のことであった」(37)と。とするなら、「歴史の全体生命」なるものの単位を一般に「民族」とすることは、近代に成立したものをさかのぼって歴史的起源に投影するという操作によって成立した近代的仮構なのではないだろうか。

さらに「歴史の全体生命」という表現から明らかのように、ここには有機体の生命活動とのアナロジーが働いている。というのも本書は次のように述べる。一般に生命体は、時間の継起とともに「緊張と弛緩」の交替という「律動的状态」を形成する。これは生命体の一生涯のみならず日・月・年のあいだにも生じるのであって、この「緊張と弛緩」が交錯する「波動起伏の状態」は「週期法則の現象」を形成する。そうであるなら、集団生活もまた「歴史生命」を形成して、同様の「緊張と弛緩の起伏状態」を有することは「論を待たない」、と(41, 37f)。このように個別生命体とのアナロジーにおいて措定された「歴史の全体生命」とは、有機体論的な根本仮定にもとづくものと言えよう。

(3) 「進歩」

この有機体論的歴史理解は、本書が「歴史の進歩」を自明と見なしている点とかかわりがある。歴史の基礎単位が生命体として成長すると見ることと、歴史過程を「進歩」と捉えることは、不即不離の関係にあるのである。

この「歴史の進歩」とは、本書が過去の事象についてのみならず同時代の政治体制について論評するさいにも、尺度として用いているところのものである。たとえば当時のソ連について次のような論評がなされている。「経済平等の革命」を行った点でソ連は「正しい進歩の方向を辿っている」。けれども、「平等によって自由を否定する点は、反動的」なのであり、このままでは「世界の進歩」に遅れて内乱が突発する可能性なしとしない、と(42, 25f)。

〈歴史が全人類的規模において進歩する〉という主張の基礎づけは、西欧近代においてさまざまになされてきた。たとえばカントにおいては、個々の人間に「非社会的社交性」を付与し、人間の完成はそれを介して類的次元で実現するように仕組んだ「自然の意図」なるものの想定によって説明されている。ヘーゲルであれば〈自己認識を本質とし・その本質の実現のために自己を外化したうえで・その外化したもののうちに自己を認識し自己実現にいたる〉という「精神」の動的本質によって根拠づけられている。これにたいして本書では「歴史が進歩する」とは、ある種の断定、すなわち「人に訴える論法 (argumentum ad hominem)」によって措定されているよ

中華民国の国力は「上昇期の途中」にあった。これにたいして日本は明治元年から見て七十年ほどにいたっており、つまりは「第一小週期の末頃」に達していた。そのため、上昇期にある国民軍を潰滅させることができるはずもなかったのだ、と(H. G. 146)。この説明の可否は措くとして、いずれにしても日本軍部の先の「放言」への疑問が出発点となってこうした観察にいたり、それがさらに数百年単位の歴史の週期運行の法則化へとたどりついた。そのように見ることができないのではないだろうか。

まさにこうした動機と観察に基づいて歴史理論を構想したところにこそ、楊杏庭という人物の思想家としての独自性があるように思われる。

というのも、こうである。かれが最初に東京文理科大学哲学科に入学した一九三五年という年は、かつて台湾総監督府高等学校および台北帝国大学の教授であった務台理作が、当の東京文理科大学において専任の教授になった年であったが、その翌年一九三六年には高坂正顕が同じ文理科大の助教授に就任している。高坂正顕はさらにその次の年の——盧溝橋事件の三か月後にあたる——一九三七年十月に公刊した『歴史的世界』をもって、その後いわゆる「京都学派」の論客が陸続と展開していった「世界史の哲学」の出発点を築いた人物であった。⁽¹⁹⁾この思想潮流の頂点をなすというべき一九四二年九月刊行の高山岩男『世界史の哲学』を瞥見すれば明らかかなように、戦中の京都学派はなるほど「世界史」の立場に立つという点で、

当時のフアナティックなナシヨナリズムと一線を画しはしても、その「世界史」の転換を指導するものはほかならぬ大日本帝国であるとし、その中国侵略と対米英戦争の遂行を「新たな世界秩序を建設する」ものとして哲学的に正当化しようと企てたのであった。⁽²⁰⁾

これら同時代日本の「世界史の哲学」との対比は別途の思想的・研究的課題となるが、東京文理科大学において高坂正顕の講筵に列していたはずの——場合によっては直接その指導を受けていたかもしれない——楊杏庭が著わした『歴史週期法則論』には、この同時代日本の歴史哲学からの影響を感じさせるところがほとんどない。かれはあくまで独自の視点に立って唯一無二の理論構築を行ったのであり、そのことは特筆されるべきことであろう。いまあえて踏み込んで言えば、日本版「世界史の哲学」への暗黙裡の批判としての意義を、当時のかれの思索はもつものだったと評価することができるとはならない。

(2) 歴史法則の予測力

日中戦争の帰趨に関する楊杏庭の見通しは、少なくとも結果的に見て正鵠を射ていた。それでは一般に「歴史法則」にもとづく中長期的な歴史的将来の予測についてはどうだろうか。「法則」が定立されるのはこれから生じることの「予測」を可能ならしめるためである以上、歴史的過去の解釈だけでなく将来の予測が「歴史法則」から可能になるはずである。この将来の予測という点についての本

書の態度は、しかし両義的であるように見受けられる。

一方では本書の「歴史法則」とは、そもそも未来の予見を課題とするものではない。本書の言葉をそのまま使えば、「歴史は厳密な意味に於て過去を窮めめる学問であるから、未来を予見することはその責任範囲にはない筈である」(123)。過去の歴史をもつて現在や将来を規定することはできないのであり、あくまで過去を顧みることによつて「現在をより正確に把握し、未然の社会の見透しについて幾らかのより正しい解釈に達」することが出来る程度だということである(125)。右に見た日中戦争の帰趨についての見解もまた、そうした「幾らかのより正しい解釈」の一例であつたと言ふべきなのかもしれない。

ところが他方で本書の実際の論述においては、「歴史週期法則論」を適用した将来の予測を行っているのである。具体例をふたつ挙げよう。

ひとつは社会主義体制の将来についてである。マルクス主義にもとづくプロレタリアート独裁政権による支配は、「せいぜい五・六十年間か、もつと長くて八十年間位の第一小週期末には、一旦反対党に政権を投げ出さなければならぬと思われる」と本書は述べている(123)。楊杏庭は一九八七年に世を去つたが、もしかかれがさらに生き長らえたとするなら、その二年後、すなわちロシア革命から七十二年目に始まつたソ連・東欧社会主義体制の崩壊を、これは予測したものだと言張したかもしれない⁽²¹⁾。

もうひとつは中国の将来についてである。本書は中国五千年の歴史を六つの大週期からなるものと捉えているが、注目すべきことにその将来について、「今後の中国大陸は、恰も第七大週期の始端にあたる大統一時代に入るものである」と述べている。その大統一時代においては「昔のように強盛な国力を回復し、政治・経済・文化の各方面において、異常な繁栄と発展を齎らすことは、ほぼ断言ができる」。しかも「この繁栄は数百年は続くであろう」と(128)。そのさいの中国の政権がどのようなありかたをとるのかについては、明確なことを語つてはいないが(129)、わたしたちがいま目の当りにしている動向に照らすかぎり、これもまたまったくの外的言言とは思えないところがある。

(3) 人類史の目標

とはいえ本書の歴史理論そのものに照らしてみると、この「中国大陸」という語でかれが呼ぶ地域の将来は、そのまま肯定されるべきものではないように思われる。というのも、本書では明言されておらず、解釈には慎重を要する事柄だが、すでに見た「歴史週期法則論」の理論枠組みからするなら、「中国」のこれからの時代が「第七大週期」である以上、それは当然にも「反比例週期法則」に従うものとして、内部に中小の興亡治乱の波動を含んでいるはずだろう。するとそこには内乱とその鎮圧、文化の興隆による武力・道徳の衰退が、そしてそれによるひとつの政権の衰亡と他への交替という動

乱が、不可避であることになるのではないか。⁽²²⁾

このように見るとき、本書が「反比例週期法則」と並んで「平行法則」を立てていることが、いよいよもって重要になる。というのも本書の立場からするなら、「平行法則」に世界各国が従うという状態こそが理想であるにほかならない。すなわち、まず本書はみずから「歴史学の立場から民主主義と議会政治に新しい理論的根拠を与えうる」ものと見なす(『自序三』)。この観点を一国のみならず人類全体の次元において敷衍するかのように、巻末で次のように言われている。戦争に終止符を打って「議会政治による自由選挙から得られる平和競争」を、「国の内外で」、「人間の相互扶助」によって目指してゆく。そこに人類の「救い」があるのであって、そのことのためにこそ本書は書かれたのだ、と(『自序』)。

この立場はカントの一七八四年の論考「世界市民的見地における普遍史の理念」を思い起こさせる。つまり第一に、国家の存在はあくまで否定せず、それゆえ唯一の「世界共和国」を構想することはしない。第二には、ひとつの国家の内部および国家間における「ルールのある自由競争」を認め、それを人類発展の原動力とする。そうしたカントの理念に近接した立場を、本書が目標とするものは示している。⁽²³⁾

と同時に想起されるのは、東西冷戦体制終焉直後に提起されたフランシス・フクヤマの『歴史の終わり』と最後の人間⁽²⁴⁾の議論である。『歴史週期法則論』「自序」によれば「第一法則の適用国家」は「共

産世界」であり、第二法則が適用されるのは「自由民主世界」である。そしてこの第二法則すなわち「平行法則」により「戦争のない歴史言い換えれば永遠に平和を確保することのできる歴史」が確立されたとき、マルクス主義のプログラムは意義を失って崩潰するのだという(『自序三』)。そうであるなら、社会主義体制の瓦解とともに議会制民主主義にもとづく「自由民主世界」が全世界規模で確立を見て、「歴史の目標」すなわち「歴史の終わり」への到達が果たされるということになるだろう。フクヤマの議論との類同性は明らかである。

しかしながら以上のような主張には大きな留保を付けざるをえない。

なるほど、社会主義諸国の大方が体制崩壊にいたり、「史的唯物論」と呼ばれる社会主義イデオロギーの「大きな物語」が信憑性を失った。そうした一九九〇年以降の状況においていわゆる「自由民主世界」を席卷しているのは、ほかでもない新自由主義的経済政策の市場原理主義により経済的格差を拡大させてゆくむきだしの競争社会であり、それを基軸にした「グローバリゼーション」と呼ばれる事態の進展であろう。さらに言えば、それに反発しもするしかたでの民族紛争の勃発、加えてこれまたある種の反動現象ともいえるべき現在の米国の保護主義や先進諸国における排外主義ナショナリズムの台頭といった動向であろう。これらはもちろん本書公刊以降のものであるが、こうした動向を目的の当たりにするとき、「民族の全

葉が見られ、日本史を主題とする独立の著作の執筆を構想していたように思われる。

- (10) 本書は「各界」から反響を得たともいわれるが(前掲年譜参照)、朝日・毎日・讀賣各紙には書評などは掲載されていない(ちなみにのちの『太平洋戦争前夜』には朝日新聞一九七〇年四月二十三日に書評が出ている)。米国防日大使ライシャワーが本書の価値を認めたとのことは(同)、『太平洋戦争前夜』の林健太郎による「序文」にも見える。

- (11) 『歴史週期法則論』には英語表記が見られないが、楊杏庭の“On the Law of Historical Cycles” (in, *The Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan* (國際東方學者會議紀要), No. III, 1958) および“On the Exceptional Phenomena of the Spring and Autumn Period and the Age of Warring States as Seeing from the Law of Historical Cycles — Comparison with Tynbee’s Viewpoint” (in, *ibid.*, No. IV, 1959) に用例がある。英語表記は漢語の単語間の関係を理解するのに役に立つため、以下でもこれらの論文に見られる表記のいくつかを本文中に括弧に入れて挿入する。

- (12) 『歴史週期法則論』は今日通例の「周期」ではなく「週期」という表記を一貫して用いている。そこに特有の意味が込められているかどうかは問題だが、インターネット上の種々のデータベースを検索するかぎりでは一九二〇～三〇年代の日本語圏では、学術・ジャーナリズムの世界で「週期」という表記が普通に使われていたようだ(たとえばいわゆるオギノ式を初めて発表した荻野久作の一九二四年論文タイトルがそうである——『日本大百科全書』項目「荻野久作」参照)。

- (13) 先史時代については、次に見るように週期法則に従う歴史が「武力と文化の相互否定、または制度と経済の相互限定」によるものである以上、武力のみあって道徳・制度・文化・経済が発達していない段階では週期法則は適用できないとこう (cf. 129)。

- (14) 前掲「歴史週期法則成立可能の試論」『歴史教育』一九五六年第3号—

三頁。

- (15) ただし前掲「歴史週期法則について再論す」では日本の「旧憲法による議会政治」および「終戦後」について「平行法則」という言葉を用いており(『歴史教育』一九五八年第7号八〇頁参照)、『歴史週期法則論』(本書)末でも戦前日本は「不完全な平行法則」(458)、戦後日本は「完全な平行法則」(464)が成立したとしており、さらには米国の議会政治においても「平行法則」が貫いていると見ているように思われる (cf. 460)。

- (16) Cf. Arthur C. Danto, *Analytical Philosophy of History*, Cambridge: Cambridge UP 1965, ch.1.

- (17) 前掲「歴史週期法則成立可能の試論」においては「例外を解釈し整理するために払った苦心は、規則的な原型を研究する以上に大であった」と述べられている(『歴史教育』一九五六年第3号九頁参照)。ちなみに王莽の支配は、本書「本論」では「歴史生命の更生ではなく、週期末の衰亡した変態的な一時的現象」(28)と解釈されている。

- (18) 前掲「歴史週期法則について再論す」では「日本の最もいみじき誤謬は、その対華認識の過小評価にあった。大本営、政治家、学者、シナ通、ジャーナリスト、大陸浪人の一切を挙げて煉った対華作戦の大方策は、六カ月の期間、軍隊十万人、戦費十億ドル位で、国府を屈服できると信じたことである」(『歴史教育』一九五八年第7号八二頁参照)とあり、問題は軍部のみにあったのではないとの認識を示している。

- (19) 以上の歴史的経緯は『京都哲学撰書』第11巻「世界史の理論 京都学派の歴史哲学論攷」(燈影舎、二〇〇〇年)巻末「執筆者順 略年譜」による。なお高坂正顕「歴史的世界」は一九三三年から三十七年にかけて発表された論考からなり、その第五章「歴史的世界」は東京文理科大学哲学会「哲学論叢」第五輯(一九三七年六月)にまず発表されたものであるという(『京都哲学撰書』第25巻「高坂正顕『歴史的世界』解説、燈影舎、二〇〇二年)。
- (20) 高山岩男「世界史の哲学」(岩波書店、一九四二年)「序」参照。

- (21) ちなみに一九五六年の「歴史週期法則成立可能の試論」の末尾では、将

来の展望として「究極に於ては、共産社会に自由が導入され、又自由国家社会も、徐々に社会主義化してパンのより行き届いた分配が行われるであろう」と述べていた（『歴史教育』一九五六年第3号一六頁参照）。

(22) この点に関連する論述は、「中共」について「その独占形態の政治が長く続けば、内乱の可能性がマキシマムにな」と述べている箇所であろう（cf. 111F）。

(23) ただし右に見たように「国の内外で」の平和競争を語る本書といえども「世界共和国」を退けるかどうかは、「世界が一つの普遍的国家にまとめ上げられ、その統治権力が確立される」（45A）という文言もあり、明確ではない。一九五七年に発表された前掲『On the Law of Historical Cycles』の末尾では「歴史は世界連邦（World Federation）あることは世界国家（World State）に向けて前進するであろう」と述べられている。ちなみに楊杏庭には「世界国家論或いは世界連邦論」を著作として執筆する構想があったようであり、そこにおいては「一国の議會を世界議會に拡大強化」するところが展望されていたようだ（cf. 112E）。

(24) Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, New York: Avon Books 1992.